

軽自動車税の納付と税率変更のお知らせ



●軽自動車税の納付は6月1日(月)までにお願いします！

村では、平成27年度「軽自動車税納税通知書」を5月初旬ごろに郵送します。内容を確認の上、6月1日(月)までに指定の場所で納付してください。口座振替の場合は6月1日に指定の口座から引き落としとなりますので、残高の確認をお願いします。

なお、納税通知書が届いていない方や紛失した方、平成27年4月1日以前に廃車済みの軽自動車の納税通知書が届いた方は、お問い合わせください。

コンビニ、郵便局・ゆうちょ銀行でも納付できます

金融機関のほか、コンビニエンスストア、郵便局・ゆうちょ銀行(関東各都県と山梨県に限る)でも納付することができます。注意事項や納付場所等については、納付書の裏面をご確認ください。

障がいのある方は減免になる場合があります

身体または精神に障がいがあり、歩行が困難な方が利用する軽自動車等の軽自動車税は、税務課(役場行政棟1階)へ申請することで、減免される場合があります。なお、減免申請の結果については、審査後に通知します。※申請は毎年必要です。

■申請期間 6月1日(月)まで(土・日曜日、祝日を除く)

■対象となる軽自動車 障がい者本人または障がい者と生計を一にする方が所有し、障がい者本人または障がい者と生計を一にする方、あるいは障がい者を介護する方が運転する軽自動車等 ※障がい者1人に付き、普通自動車・軽自動車・バイク等を含め1台に限ります。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

■必要書類等 ▽軽自動車税納税通知書 ▽障害者手帳 ▽印鑑 ▽運転する方の運転免許証

●平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

「広報とうかい」(平成26年12月10日号)において、平成27年度から原動機付自転車・125ccを超えるオートバイやスクーター・小型特殊自動車(①)、平成28年度から軽自動車(三輪・四輪)(②)の税率が変更されることについてお知らせしましたが、今年度の税制改正で、①の開始が1年延期となり、平成28年度から税率が変更されることになりました。

また、軽自動車(三輪・四輪)については、「自動車検査証」の初度検査年月日によって税額が異なりますので、お手持ちの「自動車検査証」をご確認ください。なお、毎年4月1日現在で、初度検査年月日から13年を経過した環境負荷の大きい車両については、税額が通常より重くなる重課税率が適用されます。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

【①原動機付自転車・オートバイ・小型特殊自動車をお持ちの方】

車 種		改正前 (平成27年度まで)	改正後 (平成28年度から)
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
	125ccを超える オートバイや スクーター		
	125cc超250cc 以下の小型二輪 車・被牽引車等	2,400円	3,600円
	250cc超の小型 二輪車	4,000円	6,000円
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他 (フォークリフトなど)	4,700円	5,900円

【②軽自動車(三輪・四輪)をお持ちの方】

車 種			平成27年度まで	平成28年度から		
			現行税率	現行税率	新税率	重課税率
				初度検査年月日が平成27年 3月31日までの車両	初度検査年月日が平成27年 4月1日以降の車両	初度検査年月日から 13年が経過した車両
三 輪			3,100円	3,100円	3,900円	4,600円
四 輪	乗用	自家用	7,200円	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,000円	3,800円	4,500円

※平成27年4月1日に初度検査を受け、かつ登録された車のみ、平成27年度から税率が上がります。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117～1119)